⑽　ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。

(一)　（略）

(二)　側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情がある場合にあっては、この限りでない。

(三)～(五)　（略）

⑾～⑿　（略）

ハ　（略）

二～七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

⑽　ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。

(一)　（略）

(二)　側面及び天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情がある場合にあっては、この限りでない。

(三)～(五)　（略）

⑾～⑿　（略）

ハ　（略）

二～七　（略）